

- (1)市主催のイベント等の実施に際し、登録手話通訳者を派遣できるよう努め、ろう者の社会参加を促進します。  
 (2)市ホームページにおいて、ろう者が必要とする行政情報の提供に関し、手話動画の活用を努めます。  
 (3)ICT（情報通信技術）活用等、多様な手話サービスについて、方策を検討します。

### 3 手話による意思疎通支援に関すること

ろう者が日常生活や社会生活を送る上で、重要な役割を担う手話通訳者について、その養成や確保に努め、手話通訳者派遣制度を充実していきます。

- (1)市専任手話通訳者を引き続き配置するとともに、登録手話通訳者を養成するため、手話講習会を開催します。  
 (2)登録手話通訳者の技術の向上を図るため、研修を実施するとともに、健康に留意するため、健診を受ける機会を提供します。  
 (3)民間事業所への派遣等を含め、より良い手話通訳者の派遣制度の在り方を検討します。

4 推進方針の見直し 施策の推進方針については、必要に応じて見直します。



## 議 会 情 報



### 請 願

今定例会中、2件の請願が提出され、審議しました。審議の結果は次のとおりです。

#### 請願第2号

#### 精神障害者の交通運賃割引を求める請願書 —採 択—

提出者 川越市天沼新田260番地14  
 川越市精神障害者家族会  
 川越市やまぶき会  
 会長 吉澤 眞佐子

#### 請願第3号

#### 老朽化した（通称）東海第2原発の運転期間 延長させないことを国に求める請願書

—不採択—

提出者 川越市仙波町2丁目21番地1号  
 デューファス川越504号  
 内田 秀人 ほか201名

「精神障害者の交通運賃割引に関する意見書」を衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、経済産業大臣および厚生労働大臣宛てに送付しました。

内容は、以下のとおりです。

障害者に対する交通運賃割引は、身体障害者については昭和25年から、身体内部障害者は平成2年から、知的障害者は平成3年から実施されている。これらの運賃割引を実施している交通機関等事業者は現在、JR、民間鉄道、航空、旅客船、バス、タクシーのほか高速道路にも及んでいる。

しかし精神障害者については、平成9年から平成10年当時、精神障害者家族の全国団体がJR運賃割引を求めて大規模な署名活動を実施したが、割引は実施されず、以後一部のバス、民間鉄道事業者が割引を行うようになったものの、精神障害者が除外されている状態は変わっていない。

精神障害者家族会の全国組織である全国精神保健福祉連合会が実施したアンケート調査結果（回答者約4800人）によると、精神障害者の1カ月の平均収入は約6万円、そして無年金者は約20%に上る。さらに交通費の負担が大変なため「作業所に行くのをやめた」「どこにも出かけないようにしている」「外出は自転車で行ける範囲」という深刻な状態にある方が多数いることが明らかになっている。

近年、障害者関係の法制は、集中的に整備されてい

る。とりわけ平成26年に政府が批准した国際法、障害者権利条約は、その第20条で「障害者自身が、自ら選択する方法で、自ら選択する時に、かつ、負担しやすい費用で移動することを容易にすること」と明記し、第4条で「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するための全ての適切な措置（立法を含む。）をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」とうたっている。

この規定によれば、交通機関事業者が運賃の障害者割引制度から精神障害者だけを除外することは、明らかに条約に反する行為であり、このような状態に対する是正指導は、政府、行政の責任でもある。

よって、精神障害者に、身体障害者および知的障害者と同等に交通運賃割引が適用されるよう、是正指導・勧告等の措置を行うことを強く要望する。

右、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月28日

川越市議会